

事業主様

測量地質健康保険組合

令和 8 年度 健康保険料率等について

日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合の財政を検証いたしましたところ、医療費及び納付金は増加傾向にありますが、標準報酬及び積立金等を含めると当面安定した運営が見込まれます。

一方、介護保険制度に係る積立金は、令和 7 年度末時点で前年度対比約 6,000 万円の減額が見込まれ、基準額を満たすための措置が必要となります。

この状況を踏まえ、令和 8 年度の保険料率について第 1 1 6 回組合会にてご審議いただいた結果、下記のとおり健康保険料率を引き下げ、介護保険料率を引き上げることとなりました。

また、令和 8 年 4 月より開始されます子ども・子育て支援金制度に係る子ども・子育て支援金率につきましては、国から示された被用者保険一律の料率に設定することとなりました。

被保険者の皆様には、令和 8 年 4 月発刊の「健やかライフ第 209 号」及び当健康保険組合ホームページ(<https://www.st-kenpo.or.jp>)にてお知らせすることとしておりますが、周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

○令和 8 年度 健康保険料率及び介護保険料率の変更について

【適用年月】令和 8 年 3 月分(4 月支給給与より控除)から適用

| 区 分 | | | | 保険料率(千分率) | | 内 容 |
|---------------------------------|--------------------|--------|--------------------|------------------------------|--|--|
| | | | | 現 行 | 変更後 | |
| 健康 保 険 | 一 般 保 険 料 | 内 訳 | 基 本 保 険 料 | 66.27 | 64.50 | 被保険者等に対する保険給付等にあてる保険料 |
| | | | 特 定 保 険 料 | 30.43 | 29.20 | 後期高齢者医療制度への「支援金」 前期高齢者医療制度への「納付金」等 にあてる保険料 |
| | 調 整 保 険 料 | | 1.3 | 1.3 | 健康保険組合間の財源不均衡調整するため健康保険 組合連合会へ拠出する保険料 | |
| | 合 計 | | 98.0 | 95.0 (千分の 3.0 引下げ) | | |
| 介 護 保 険 (40 歳以上 65 歳未満の被保険者) | | | | 15.8 | 16.2 (千分の 0.4 引上げ) | 介護保険制度への「納付金」にあてる保険料 |

○令和 8 年度 子ども・子育て支援金率について

【適用年月】令和 8 年 4 月分(5 月支給給与より控除)から適用

| | |
|--------------------------|-------------------------|
| 令和 8 年度 子ども・子育て支援金率(千分率) | 2.3 (被用者保険一律) |
|--------------------------|-------------------------|

※子ども・子育て支援金制度の概要につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

○標準報酬月額保険料額表について

同封の標準報酬月額保険料額表につきましては、以下のとおりの内容となります。

- ①令和 8 年 3 月 1 日適用(モノクロ)・・・健康保険料率及び介護保険料率の変更
- ②令和 8 年 4 月 1 日適用(カラー)・・・①の変更に加え、子ども・子育て支援金を追加

※①は令和 8 年 3 月分(4 月支給給与の控除)のみ、②は令和 8 年 4 月分(5 月支給給与の控除)以降、ご参照ください

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》 測量地質健康保険組合 総務課 03(3987)3151